

建築基準法施行令第百十二条第十四項第二号、第二百二十六条の二第二項及び第四百四十五条第一項第二号に規定する建設大臣が定める構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令第百十二条第十四項第二号、第二百二十六条の二第二項及び第四百四十五条第一項第二号に規定する建設大臣が定める構造方法を定める件</p> <p style="text-align: center;">昭和四十八年十二月二十八日 建設省告示第二千五百六十四号</p>	<p>建築基準法施行令第百十二条第十四項第四号の規定に基づき、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖し、かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有する甲種防火戸又は乙種防火戸の構造の基準を定める件</p> <p style="text-align: center;">昭和四十八年十二月二十八日 建設省告示第二千五百六十四号</p>
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号。以下「令」といふ。） 第百十二条第十四項第二号、第二百二十六条の二第二項及び第四百四十五条第一項第二号の規定に基づき、防火設備の構造方法を、次のとおり定める。</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第百十二条第十四項第四号の規定に基づき、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖し、かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有する甲種防火戸又は乙種防火戸の構造の基準を次のように定め、昭和四十九年一月一日から施行する。</p>
<p>第一 令第百十二条第十四項第二号イ及びロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」といふ。） 第二十九条の二ロに規定する防火設備であるもので、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 昭和四十八年十二月建設省告示第二千五百六十三号の第一に定めるものであること。</p> <p>二 シヤッターにあつては、内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したもの又はシヤッターに近接する位置に網入りガラスを</p>	<p>一 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する甲種防火戸又は乙種防火戸（以下「防火戸」といふ。）の構造の基準は、昭和四十八年十二月建設省告示第二千五百六十三号の第一に定めるものとすること。</p> <p>二 遮煙性能を有する防火戸の構造の基準は、建築基準法施行令第百十条の規定によるもの（シヤッターにあつては、内のり幅が五メートル以下で、別記に</p>

の他法第二条第九号の二口に規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のものであること。

第二 令第百十二条第十四項第一号イ及び第二号口に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、法第二条第九号の二口に規定する防火設備であるもので、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

一 昭和四十八年十二月建設省告示第二千五百六十三号の第三に定めるものであること。

二 第一の二に掲げる基準

第三 令第百四十五条第一項第二号イ及び口に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、法第二条第九号の二口に規定する防火設備であるもので、第一の各号に掲げる基準に適合するものとする。

別記

遮煙性能試験方法 略

附則

この告示は、平成十二年 月 日から施行する。

規定する遮煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に網入りガラスその他種防火戸と同等以上の性能を有するものを固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のものに~~限る。~~ ) とすること。

別記

遮煙性能試験方法 略